

本事務連絡は、令和4年台風第14号が上陸している状況を踏まえ、事前の対応や被害が発生した場合の対応について、改めて防災体制の強化を依頼するものです（令和4年9月16日付け事務連絡と同様の内容の再周知）。

事 務 連 絡
令和4年9月19日

関係都道府県教育委員会災害情報担当課
関係指定都市教育委員会災害情報担当課
関係都道府県私立学校主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
関係都道府県社会教育施設主管課 御中
関係都道府県社会体育施設主管課
関係都道府県文化施設主管課
関係国公立大学担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
関係公私立高等専門学校担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

令和4年台風第14号に関する防災体制の強化について（依頼その2）

災害時における学校施設の安全確保や被害情報の収集等については、平素より御尽力・御協力を賜り御礼申し上げます。現在、令和4年台風第14号が上陸している状況です。ついては、令和4年9月16日付け事務連絡で依頼しました以下の事前の対応や被害が発生した場合の対応について、防災体制の強化に万全を期していただきますよう、改めてよろしく申し上げます。

なお、既に暴風等の台風の影響が出ている場合は、応急措置よりも身の安全を第一に考えて行動してください。

① 児童生徒等の安全確保等及び事前の連絡体制の整備

別添1「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について（依頼）（令和3年6月9日事務連絡）などを参考に、今後、地元の気象台が発表する警報や注意報、気象情報に留意しつつ、防災体制の強化を図るとともに、児童生徒等の安全確保等に万全を期すようお願いします。特に、臨時休業・「始業時刻を遅らせる」などの短縮等の措置については、できるだけ早期に対応を検討し、保護者等に周知していただきますようお願いします。また、停電・通信障害等の影響により連絡が取れなくなった場合の代替的な連絡手段の確保等について、あらかじめ確認しておくようお願いします。

② 学校施設・設備等の点検等

別添2「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」について（通知）（令和2年3月31日付け元施参事第42号）を参考に、防災の観点から学校施設に対して、出入口や窓の閉鎖、排水口や

排水溝の清掃、強風で飛散しやすい物の片付け、防球・防風ネット等の巻き上げや取り外し等の応急措置を講じ、また必要に応じ、土のう・止水板などの設置、ガラスの防護等の応急措置の実施をお願いします。

加えて、災害が発生した場合に、防災電話や非常用発電機等の保有する防災設備・備品等を適切に活用できるよう、平時からの確認、点検等を行うことが重要ですが、必要に応じて、防災設備・備品等の種類や数量、置き場所、使い方などの確認、点検等をお願いします。特に、非常用発電機の燃料等については残量を確認し、十分に補給を行うなど事前の対応を万全に行うようお願いします。

なお、学校の教職員が災害に備えた点検や応急措置等を行う場合には、天候や施設・道路等の状況に注意し、危険がある場合には教職員の安全確保を優先していただきますようお願いいたします。

③ 二次災害の防止

学校施設等に被害が発生した場合に、二次災害を防止するため、応急復旧や立入禁止等の措置を行うなど、児童生徒等や教職員の安全を確保していただくとともに、文部科学省の所定の担当へ被害状況を報告していただきますようお願いいたします。また、引き続き、連絡体制に万全を期すとともに、学校の教職員が被害状況の確認等にあたる場合には、当該教職員の安全確保にも十分留意いただきますよう併せてお願いします。

④ 防災主管課などの関係部局との事前確認

学校施設等に被害が発生した場合に、防災主管課などの関係部局と速やかに連携できるよう、被害が発生した場合の対応について事前確認をお願いします。事前確認する対応としては、例えば、停電・断水時の対応（電源車や非常用発電機、給水車、仮設トイレの手配）、浸水時の消毒の手配などが考えられます。

また、別添3「台風第19号の接近時における事前確認事項について」（令和元年10月9日付け内閣府事務連絡）を参考にしてください。

なお、本件について、域内の市（指定都市を含む。）町村教育委員会及び貴都道府県私立学校主管課へも伝達くださいますようお願いいたします。

また、窓口一元化都道府県・指定都市におかれましては、貴教育委員会内の担当部署へ伝達くださいますようお願いいたします。

※別添2については、風水害対策のパフレット「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」本体は本事務連絡に添付していませんが、文部科学省ホームページに掲載していますので、こちらから御確認いただき参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html



【本事務連絡に関すること】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災調整係
電話：03-5253-4111（内線2290）
03-6734-2290（直通）

【「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」に関すること】

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課防災教育係
電話：03-5253-4111（内線2670）

事務連絡
令和 3 年 6 月 9 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」
の活用について（依頼）

「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）は、学校保健安全法第 29 条に基づき各学校で作成が義務付けられており、学校で危機管理を具体的に実行するために必要な事項や手順等を示すものとされています。

すでに各学校では、学校保健安全法の定めに基づき、地域や学校の実情を踏まえた危機管理マニュアルを作成しておりますが、危機管理マニュアルは、一度作成すればよいというものではなく、学校で実施した訓練等の検証結果や、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進校の取組事例などを基に、常に見直し・改善を行うことが必要です。

また今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）が成立し、新たな避難情報として避難勧告が廃止されたことなど、状況の変化を踏まえ、危機管理マニュアルの適切な見直しが急務となっています。

さらに、平成 29 年の水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正により、市町村地域防災計画において要配慮者利用施設に位置付けられている学校のうち、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地している学校においては、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務付けられておりますので、該当する学校におかれては、遅滞なく確実に対応する必要があります。なお、別添写しのとおり、6 月 8 日付 3 施参事第 10 号での調査結果を受け、当該計画の作成や避難訓練の実施の状況につ

いては、別途確認させていただく予定です。

こうした状況を踏まえ、文部科学省ではこの度「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）を作成しました。

本ガイドラインは「チェックリスト編」「解説編」「サンプル編」の3編で構成されており、各学校でこうした危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際の評価の観点（チェックリストや考え方）、その他参考となる情報などの提供を目的として取りまとめました。学校で危機管理マニュアルの見直しを行う際に活用することはもちろんのこと、学校設置者等が学校の危機管理マニュアルの内容を確認し、改善に向けた指導・助言等を行う際にも適宜活用願います。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

○「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111(内線2670)
E-mail: anzen@mext.go.jp

◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置



近年では、警報の発表に至る前の段階で、これらの情報が発表される場合があります。気象庁・気象台のウェブサイトなどを確認し、こうした情報を活用しましょう。

(1) 防災気象情報等の収集

校長は、毎日（翌日が休業日の場合を除く）17時時点において、①翌日までの「早期警戒情報（警報級の可能性）」又は②「警報に切り替える可能性が高い注意報」のいずれかが発表された場合、以下の対応を取るものとする。

- 担当教職員に対し、下記の気象庁ウェブサイトを用いた今後の防災気象情報の確認及び(2)の判断基準に示す情報が発表された場合の連絡を指示する。

気象庁 気象警報・注意報（図表形式）（〇〇市）
https://www.jma.go.jp/jp/warn/f_00000000.html

- 〇〇市教育委員会及び下記の近隣学校等と連絡を取り、今後の対応を確認する。
 - 〇〇市立△△小学校 Tel. 000-000-0000, e-mail : aaaa@aaaa.aa.or.jp
 - 〇〇市立□□小学校 Tel. 000-000-0000, e-mail : bbbb@bbbb.aa.or.jp
 - 〇〇市立〇〇中学校 Tel. 000-000-0000, e-mail : cccc@cccc.aa.or.jp
 - 〇〇〇放課後児童クラブ Tel. 000-000-0000



警報が発表されるレベルではなくとも、過去に校区内で発生した災害などを参考に、雨量等の具体的な数値基準を決めることも大切です。

(2) 臨時休業等の判断基準

校長は、以下の基準に該当する状況となった場合、〇〇市教育委員会及び上記近隣学校等と連絡・協議した上で、臨時休業等の判断を下すものとする。

判断基準		対応	
登校前	午前〇時の時点で以下のいずれかの情報が発表されている場合： * 特別警報（大雨、洪水、・・・） * 警報（同上） * 予想される1時間最大雨量が〇〇mm以上	自宅待機	
	午前〇時の時点で	上記の特別警報・警報等が継続	当日は臨時休業
		上記の特別警報・警報等がすべて解除	午後から授業を実施
在校中	* 上記の特別警報・警報が発表された場合 * 「警報に切り替える可能性が高い注意報」が発表された場合	授業打ち切り、 集団下校又は引渡し	

(3) 臨時休業等の連絡

臨時休業等を判断した際には、速やかに一斉メール配信及び本校ウェブサイトを用いて保護者等へ連絡するとともに、〇〇市教育委員会へ報告する。



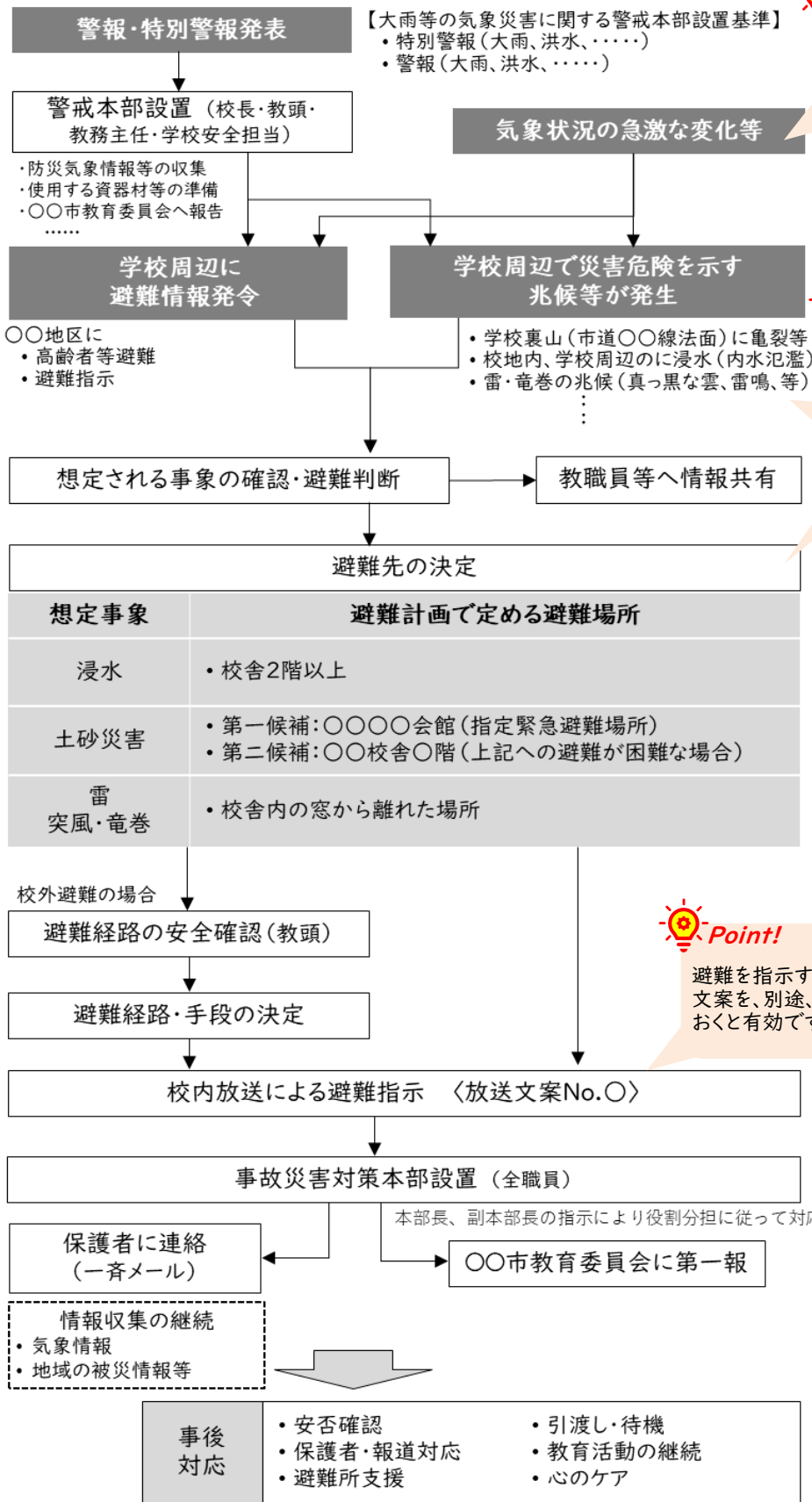
(4) 授業打ち切り後の集団下校・引渡しの基準

下校中の安全確保のため、今後の見通し情報などを把握して判断します。

授業打ち切り後の集団下校・引渡し等は、以下の基準により判断する。

* 気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後〇時間以内に予想される最大雨量が〇〇mm 以下 * 〇〇川で氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報が出ていない :	集団下校
* 気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後〇時間以内に予想される最大雨量が〇〇mm 以上 * 〇〇川で氾濫警戒情報が発表 :	引渡し
* 校区内に避難情報（高齢者等避難、避難指示）発表 :	待機

◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー（授業中）



Point!
 事前に警報が出されない中で避難の判断が必要となる場合も想定します。

Point!
 避難判断の基準、避難場所など、「避難計画」の重要事項は、フロー中に簡潔に記載しておきましょう。

Point!
 避難を指示する際の校内放送の文案を、別途、ケース別に用意しておく有効です。



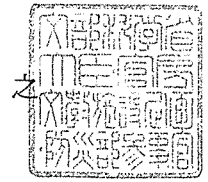
元施参事第 42 号

令和 2 年 3 月 31 日

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長
各都道府県私立学校主管部課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課長
小中高等学校を設置する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

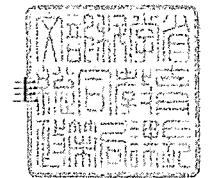
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官
森 政



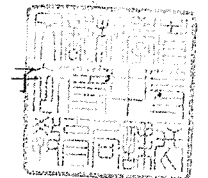
(印影印刷)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長
三 好



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
平 山 直 子



(印影印刷)

「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」について (通知)

近年、平成 30 年 7 月豪雨や台風第 21 号、令和元年房総半島台風 (台風第 15 号) や令和元年東日本台風 (台風第 19 号) が発生し、記録的な暴風や大雨等により、校舎や屋内運動場が損壊、浸水するなどの被害が生じました。

文部科学省では、今般、別添のとおり、台風や集中豪雨等により発生する風水害に対して、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、各学校 (大学及び高等専門学校を除き、高等課程を置く専修学校及び幼稚園から高等学校段階の課程を置く各種学校を含める。以下同じ。) の設置者及び管理者において、主に施設面について点検、実施されることが望まれる措置等のポイントをまとめたパンフレット「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」を取りまとめました。本パンフレットには、これらに関連する管理運営面等についても一部記載しています。

については、本パンフレットを参考に、日頃から学校施設の安全点検・対策等を実施して被害の軽減を図るとともに、被災した場合には、早期に教育活動が再開できるよう施設の復旧等に努めていただきますようお願いいたします。こうした取組は、学校設置者と学校において適切に役割分担しながら実施いただきますようお願いいたします。

また、各位におかれては、本パンフレットを参考に、防災担当部局等の関係部局と連携して風水害対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

なお、各都道府県及び市町村の防災担当部局に対しても、本パンフレットが周知されるよう、内閣府（防災担当）に依頼することとしています。

※本パンフレットについては文部科学省のホームページにも掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/mext_00477.html



[本件連絡先]

(パンフレット全般について)

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官付

TEL：03-6734-3184

(リスクの把握や危機管理マニュアルについて)

文部科学省総合教育局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL：03-6734-2670

(衛生管理や学校給食について)

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課保健管理係

TEL：03-6734-2976

事務連絡
令和元年10月9日

関係都道府県 防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害緊急事態対処担当）

台風第19号の接近時における事前確認事項について

平素より、防災行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、過去の災害対応及び令和元年台風第15号の経験を踏まえ、台風第19号の接近時において、特に大規模な停電と断水の発生を前提として、事前の確認、対応が重要であると考えられる事項を別添のとおり整理し、関係省庁に通知しました。

別添の事項は関係省庁、地方関係機関・団体等が連携して、実施すべき内容であり、地方公共団体においては、対応が困難な項目もありますが、発災時の迅速な災害応急対策に向け、十分な事前の備えを行っていただきますようお願いいたします。

なお、これに関して、別途関係省庁から関係機関・団体等への要請は行う予定である旨申し添えます。

また、別添は、本日時点のものであることを申し添えます。

さらに、本通知は、10月9日9時現在で、台風第19号の暴風域に入る可能性がある都道府県に発出しています。

（問い合わせ先）

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害緊急事態対処担当）付

担当：田宮、福田、加藤

電話：03-3501-5695

台風第19号に対して事前に確認、対応すべき事項について

(エネルギー・燃料関係)

- ・電源車の最大限確保準備
- ・ガソリンスタンドの燃料の確認及び必要な燃料補給の実施
- ・都道府県庁、市役所及び町村役場等の自家発電設備の燃料確保及び必要な燃料補給の実施
- ・電力会社に対する早期復旧体制の確立要請、都道府県庁、市役所及び町村役場への早期リエゾン派遣の要請
- ・流通業に対する早期営業再開要請
- ・ハザード地区における危険物（油等）の管理に関する関係団体・関係会社への浸水防止の徹底

(給水関係)

- ・給水車の稼働準備、浄水場等の自家発電施設の燃料確認及び必要な燃料補給の実施
- ・水道協会への支援準備要請

(医療・社会福祉関係)

- ・病院（特に災害拠点病院等基幹病院。以下同じ）、社会福祉施設等の自家発電施設の燃料の確認及び必要な燃料補給の実施
- ・病院、社会福祉施設等の飲料水、食料（特に介護食）等備蓄物資の十分な確保
- ・病院、社会福祉施設等との通信手段が途絶した場合の連絡手法事前確認
- ・在宅療養者のリストアップ及び連絡先の事前確認（医療機器メーカーに確認依頼等）

(通信関係)

- ・通信施設の自家発電施設の燃料確認及び必要な燃料補給の実施
- ・非常用通信手段の確認や衛星携帯電話等の事前貸出などによる行政機関、病院、社会福祉施設等との連絡体制の確保
- ・通信事業者に対する早期復旧体制の確立要請、都道府県庁等へのリエゾン派遣の要請
- ・移動基地局（船舶型基地局等を含む。）の活用準備

(社会インフラ関係)

- ・ 公共下水道施設、農業集落排水施設の自家発電施設の燃料確認及び必要な燃料補給の実施
- ・ 合併処理浄化槽の被害状況の早期把握、早期復旧体制の事前確認
- ・ 電源車、給水車の派遣に必要な道路に係る道路啓開の早期実施の態勢確保
- ・ 都道府県庁、市町村役場へのリエゾン派遣及び災害対策用車両派遣の態勢確保

(避難所関係)

- ・ 避難所の自家発電施設の燃料確認及び必要な燃料補給の実施
- ・ 防災行政無線（同報系）等を活用し、避難所の早期開設、食料、飲料水をはじめとする備蓄物資の十分な確保
- ・ 特に避難行動要支援者を中心とした早期の避難の呼びかけ
- ・ 戸別見回り支援に向けた避難行動要支援者名簿等の事前準備

(災害応急体制関係)

- ・ 発災後における速やかな災害対策本部の設置等の即応体制の確立にむけた事前準備の徹底
- ・ 発災後の被害状況の確認、被災地域、施設等の物資ニーズの確認等を円滑、迅速に行うための都道府県から市町村に対するリエゾン派遣（非常時の通信手段を携行）の早期の実施
- ・ 都道府県及び救助実施市における迅速な災害救助法の適用に向けた準備
- ・ 国からのリエゾン等の派遣に備え、都道府県災害対策本部と緊密に連携が取れる体制（災害対策本部と近接した執務スペースの確保、ライフライン、インフラの早期復旧に向けた担当部署の確認等）の準備